

## 当院における輸血同意書取得の取り組み

◎田代 優也<sup>1)</sup>  
東海大学医学部付属病院<sup>1)</sup>

令和3年9月30日付けで、厚生労働省医政局長より「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」の通達が発出された。その中で「輸血に関する定型的な事項や補足的な説明と同意書の受領」について以下のように示された。輸血の実施に当たっては、輸血の必要性や輸血を行わない場合の危険性、輸血後の副作用等のリスク等について、患者に適切に説明した上で、同意書を受領する必要があるが、こうした輸血に関する説明と同意書の受領については、必ずしも医師がすべて行う必要はなく、輸血関連業務等に関する専門的な知識を有する臨床検査技師を積極的に活用することが考えられる。具体的には、臨床検査技師が、医師の説明等の前後において、医療機関が定めた輸血に関する定型的な説明事項（輸血療法や輸血関連検査の意義、輸血後の副作用等のリスク等）や補足的な事項についての説明を行い、医師と患者、家族等が十分な意思疎通をとれるよう調整するとともに、輸血の同意書を受領することが考えられる。

輸血療法の実施に関する指針において、医療関係者は血液製剤の有効性及び安全性の他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者又はその家族に対し適切かつ十分な説明を行い、その理解を得るように努めなければならないとされている。各医療機関においてはそれぞれのルールに則り輸血の同意書を取得・管理している。取得した同意書については診療録（電子カルテ）に適正に保管し輸血実施の際に確認する必要があるため、取得の確認や電子カルテへの取り込みなど、同意書に関連する業務を輸血部門で担当している医療機関もある。

当院の輸血室では、払い出し時および輸血実施記録の確認時に同意書取得の有無を確認し、同意書が電子カルテに取り込まれていない場合や取得期限切れの場合に主治医や病棟看護師に連絡し取得を促す運用としている。これまで説明・同意書取得の実施は医師に限られていたが、現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進についての通達が発出されたことを鑑み、輸血療法委員会や医療安全運営委員会の承認を得て、2023年4月より臨床検査技師による2回目以降の輸血同意書の取得について運用を開始した。

本セミナーでは輸血同意書に関する当院の運用と臨床検査技師による同意書の取得の経験について報告する。同意書取得を検討している医療機関の方や、活躍の機会を渴望している臨床検査技師の一助となれば幸いである。

東海大学医学部付属病院 輸血室 田代優也  
連絡先 Tel 0463-93-1121（内線 6060）